Inserted Text is here.

INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 200 2018 年 10 月 29 日

国際登録のメキシコ指定:使用宣言書の提出義務

メキシコ特許庁は、メキシコを指定する国際登録の所有者は商標を実際に有効に使用している旨の宣言書の提出しなければならないことを WIPO に通知した。宣言書を提出しなかった場合、メキシコ特許庁は職権でメキシコにおける商標の取消を宣言できる。宣言書は以下の時期にメキシコ特許庁に直接提出しなければならない。

＊メキシコにおいて保護が認められた日から 3 年経過後の 3 ケ月以内
＊WIPO の国際事務局から国際登録の更新の通知がされた日から 3 ケ月以内

（出典:WIPO）

備考:上記はメキシコ改正商標法が施行された 2018 年 08 月 10 日以降に保護通知を受けた国際登録又は更新申請された国際登録が対象となる。商標所有者は使用している商品・役務を明示しなければならず、使用商品・役務に関してのみ権利を維持できる。

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。